

議会活性化特別委員会報告書
(中間報告書)

令和元年9月25日第3回定例会において設置された当特別委員会が、これまで調査した結果を下記のとおり報告する。

令和2年11月24日

七飯町議会議長 木下 敏 様

議会活性化特別委員会
委員長 中島勝也

記

1 調査の経過及び内容

- (1) 令和元年9月25日に第1回目の委員会を開催し、委員長に中島勝也委員、副委員長に上野武彦委員をそれぞれ互選した。
- (2) 令和元年11月13日に第2回目の委員会を開催し、前期からの申し送り事項について確認を行った。今後の議会活性化に関する検討事項については、各会派で検討し、次回の委員会において報告することとした。
- (3) 令和元年12月16日に第3回目の委員会を開催し、今期の協議事項について各会派からの意見を集約した。
各会派の意見を集約した結果、今期の協議事項としては、①議員研修視察の見直し、②正副議長の2年交代、③議会だよりの簡素化、④本会議のインターネット配信、⑤議員定数と議員報酬、の5点を協議することに決定した。

(4) 令和2年1月15日に第4回目の委員会を開催し、はじめに、前回の委員会において決定した協議事項に関して優先的に取り組む事項の協議を行った。

特別委員会としては、はじめに、議員研修視察の見直し、正副議長の2年交代について取り組むこととし、その後、議会だよりの簡素化、本会議のインターネット配信、議員定数と議員報酬について取り組むこととした。

委員からは、議員研修が隔年となった経緯、全道の町村の議員研修の実施状況・予算額等、全国の市町村での正副議長の任期の状況、インターネット配信に要する費用、議会だよりの決算額に関する資料の要求があった。

(5) 令和2年2月3日に第5回目の委員会を開催し、議員研修視察については、研修視察の推移、旅費積算の推移等の資料をもとに協議を行った。

委員からは、研修視察を毎年実施するという意見と隔年で実施するという意見があったため、道内の町村議会の研修視察の実施状況の資料が揃い次第、改めて議論をすることと決定した。

正副議長の2年交代については、全国の市町村での正副議長の任期の状況に関する資料を提出したが、資料の内容については検討を要することから、各会派で内容を精査して、次回の委員会までに意見をまとめることとした。

(6) 令和2年4月9日に第6回目の委員会を開催し、正副議長の2年交代について、前回提出された資料をもとに検討された内容について協議を行った。各会派において検討された意見は次のとおりである。

- ・ 首長が4年任期であるのに対し、議長が1年あるいは2年で交代するということはあまり好ましいものではない。地方自治法の規定のとおり4年で良い。
- ・ 多くの議員に議長を経験する機会、能力があれば公平にチャンスを与えることができ、議員活動、議会運営に十分生かすことができる。2年又は1年で行っている議会もあり、4年に固執する必要がない。
- ・ 地方自治法で議長の任期は議員の任期によるとなっている。議長職は、経験をさせる場ではなく、議員の中で適格だという方がなるべき職である。
- ・ 法律で2年制について明確に禁じられてなく、他市町村での実施例もある。2年ごとの選挙で緊張感のある議会運営が期待できる。選挙方法、立候補制、所信表明等の検討も十分意義があり、検討をしていきたい。
- ・ 地方自治法上は、4年任期が基本になっている。議事運営に習熟していることが求められている。執行部との関係においても、対等な関係が求められる

ため、2年では難しい。

- ・議事運営上で対応できる権限と識見、議事運営の習熟、短期交代は議長職の形骸化、正常な議会運営の確保ができない、代表性と指導性を弱める、対執行機関での地位の低下、権威の失墜の点が4年のメリットと考えたが、これらについては、2年だからできないということはない。
- ・2年やって、その成果が公平・公正に行われているか、そういう評価を下す場が必要。2年間の活動の評価をし、信任されるのであれば4年務めてもらう。問題があれば2年で代える仕組みが必要。
- ・2年の公約を出してもらって、その公約がどのくらい実施されているか、議長職としてどのような評価をされるかという2年ごとの評価をするべき。

以上の意見を踏まえ、議論が交わされたが、合意点を見出すことができないことから、次回までに再度、各会派において検討を重ねることとした。委員からは、正副議長が2年で交代している自治体の運用方法、申し合わせ事項等に関する資料の要求があった。

- (7) 令和2年5月22日に第7回目の委員会を開催し、正副議長の2年交代について、委員会における協議事項に関する北海道町村議会議長会の見解、正副議長が2年で交代している自治体の運用方法、申し合わせ事項等の資料をもとに協議を行った。

委員会における協議事項の正副議長の任期は、地方自治法第103条第2項により「議長及び副議長の任期は、議員の任期による。」と定められており、これに反する条例・規則の制定は法律に反する条例・規則となる。したがって、そのような内容の審議、審査を本会議、委員会で行うことはできない、との北海道町村議会議長会の見解が示された。

このことを踏まえ、委員会で協議をした結果、当特別委員会において正副議長の2年交代については、調査は可能であるものの、審議、審査はできないものと判断し、今後は、議員全員協議会又は会派代表者会議において議論することと決定した。

- (8) 令和2年8月20日に第8回目の委員会を開催し、議員研修視察の見直しについて、道内の町村議会の研修視察の実施状況に関する資料をもとに協議を行った。資料をもとに改めて各会派において、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、会派、議員全員とそれぞれのテーマごとの視察のあり方について

て検討することとした。

(9) 令和2年10月19日に第9回目の委員会を開催し、議員研修視察の見直しについて協議を行った。はじめに、議員研修視察のあり方について、各会派からは、議会運営委員会、特別委員会については現状どおりの意見が多数であり、会派等の視察については難しいとの意見が多数であった。また、常任委員会に関する意見については、次のとおりである。

- ・隔年実施とする。現行の予算額では、関東以南への研修は困難であることから、上限を18万円から20万円とする。
- ・毎年実施し、道外2回で予算額は15万円まで、道内2回で予算額は10万円までとする。
- ・現在の隔年実施で予算額10万円でも更に工夫をすれば充実した内容の研修が可能である。今考えるべきことは、現在の予算の範囲内で更に有意義な視察を目指すことであり、交通費や滞在費などを極力かけない視察先の検討を先行させることが肝要である。
- ・現行どおり隔年実施。全国的な範囲で先進地視察を考えていくことが必要であり、予算額は15万円から20万円程度に引き上げるべきである。
- ・毎年実施し、予算額については13万円を上限とする。令和3年度から実施する。
- ・視察は必要な範囲で、時期的にも的確にタイムリーに行われるべき。予算枠は現状を維持した中で、行き先や回数を決めるのではなく、その都度各常任委員会で検討する。
- ・毎年実施する。

以上のとおり、回数や金額に様々な意見があったが、回数については、現状どおり隔年での実施と決定した。しかし、予算額については合意点を見出すことができなかったことから、予算額10万円、15万円、20万円のいずれにするかを採決した結果、賛成多数で20万円とすることに決定した。

(10) 令和2年11月9日に第10回目の委員会を開催し、副町長に出席を求め、これまで検討してきた議員研修視察の見直しに関して情報提供を行った。

副町長からは、1人当たり10万円の予算で、隔年での実施となってから15年が経過し、その間の人件費、宿泊費、交通費などの上昇を踏まえると、

現状の予算額では、議員研修の所期の目的を達成することは難しいことは認識しているものの、来年度の税収減や地方交付税の減少が見込まれる中、一度に10万円から20万円に増額するのではなく、段階的に増額してはどうかとの提案もされた。しかし、委員会の総意として上限を20万円とすることを改めて確認した。

また、令和2年第4回定例会において中間報告を行うことを確認し、報告書へ記載する事項の確認を行った。

- (11) 令和2年11月24日に第11回目の委員会を開催し、令和2年第4回定例会で報告する中間報告書の確認を行った。また、今後の協議事項についての確認を行い、本会議のインターネット配信については、実施することに決定した。

2 まとめ

以上がこれまでの調査活動である。

はじめに、議員研修視察については、実施回数は現状のまま隔年での実施となるが、令和3年度からの予算額については上限を20万円とすることに決定した。

次に、正副議長の2年交代については、調査を重ねてきたが、特別委員会での調査は可能であるものの、審議、審査を行うことができないため、今後は、議員全員協議会又は会派代表者会議において議論することと決定し、現在、会派代表者会議で議論を進めている。

今後の委員会活動は、本会議のインターネット配信の実施に向けた内容の検討を行い、また、議会だよりの簡素化、議員定数と議員報酬などを検討するため、調査を継続することとして、中間報告とする。